

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人原子力研究バックエンド推進センター寄附行為第21条の規定に基づき、役員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は月額報酬とする。

2. 月額報酬は、理事長が別に定める。

(通勤の費用)

第3条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて、費用を支給する。

(役員報酬等の支給と控除)

第4条 役員報酬および通勤費用は、職員給与の支給日に支給する。

2. 役員報酬は、法令に基づき控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬計算の特例)

第5条 月の途中で役員に選任されたとき、または月の途中で役員を退任したときは、報酬は日割り計算するものとする。ただし、役員が死亡したときは、当月分の報酬を全額支給する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

1. この規程は、平成13年6月25日から施行し、平成13年5月16日から適用する。
2. 役員給与について（5達第1号）は廃止する。